



健康づくりにチャレンジしませんか

只今チャレンジャー募集中!!
申し込みは7~9月中

健診の結果メタボの仲間入りをした方、足腰の衰えが気になる方、「何かしなくては」と思っている方、何か始めても三日坊主で終わってしまう方など、何をしたら良いのか悩んでいる方も多いのでは？ぜひ、医療生協の健康づくりチャレンジに参加しませんか。期間は9月1日～11月30日の3ヵ月間のうち60日以上、9コースの中から選択して目標をもってチャレンジします。



健康づくりチャレンジは、もくもくと1人で取り組むのもよし。中には「1人で取り組む自信がない」という方は、家族や友人をさそって一緒にチャレンジしませんか。3人以上集まれば、「健康班会」として取り組むこともできます。申し込み・お問合せは、医療生協の各事業所か、組織担当者にご連絡ください。健康づくり委員会では、右記のサポート企画も行ないます。

健康ダイエット講習会

9月3日(金) 13時30分～15時
生協病院5階会議室

ウォーキング大会

9月11日(土) 13時20分～14時45分
和歌山城公園(組合員活動交流集会の1講座)

通信教育 大至急申し込みを・・・8月末まで延長

医療生協の通信教育は、8/10現在125名の方が申し込みをしています。当医療生協のここ数年の取り組みでは、少ない申し込み数となっています。日本医療福祉生協が10月からスタートします。ぜひ、通信教育も多くの受講者で成功させましょう

2010医療生協通信教育申込状況 8/10現在					
	目標	計		組合員	職員
東地区	100	34	34%	19	15
中地区	20	13	65%	5	8
南地区	20	9	45%	4	5
河西地区	20	29	145%	17	12
那賀地区	20	27	135%	20	7
海南・海草地区	10	5	50%	3	2
その他	10	8	80%	1	7
小計	200	125	62%	69	56

	コース	人数
日生協医療部会コース	いのちの大運動と医療福祉生協連	34
	事例で学ぶ事業所利用委員会	26
	医療生協の健康づくり	11
	高齢期のいきいき生活	11
	医療生協運動と明るいまちづくり	10
	医療生協の支部運営委員入門	9
	医療生協と介護	5
	入門・医療生協の生い立ち	4
	医療生協の接遇改善	3
	地域に「元気」をつくる医療生協の班長	2
	ISO9001:2008入門	2
	憲法と医療生協	1
	「思い」を「かたち」に変える医療生協の未来	1
	理事と職責者に必須の新生協法	1
	社会保障制度と医療生協運動	1
	行動変容を生む患者・住民アプローチ	1
委託コース	資格取得対策	2
	生活	1
2010年8月10日現在 計		125

第22回組合員活動交流集会

日時 9月11日(土) 10時～15時30分
会場 和歌山商工会議所(和歌山市役所西側)

第1部(午前10時～) 健康フェスタ
記念講演「わかやまシニアエクササイズ体験学習」
講師 本山 貢氏(和歌山大学教授)
健康づくり活動体験大交流会

第2部(午後1時20分～) 組合員活動交流会
活動交流テーマ別分科会

- ①仲間ふやしと増出資運動 ②班づくり・班会開催
- ③まちづくり・たまり場づくり ④健診受診運動
- ⑤支部ニュースづくり
- ⑥健康チェックサポーター養成講座
- ⑦特別講座 2010健康づくりチャレンジサポート企画「ウォーキング大会」(和歌山城公園内)

和歌山中央医療生活協同組合

参加ご希望の方は、各地区組織担当者または医療生協の各事業所に申し込みください

第22回組合員活動交流集会 参加申込書						
氏名	地区名			電話		
	1日通して参加	第1部のみ参加	第2部のみ参加	希望分科会	第1志望	第2志望
参加形態						

※1日通して参加される方には、昼食を用意します

後期高齢者医療制度は廃止に!!

後期高齢者医療制度に不服のある方は「審査請求」をしましょう

後期高齢者医療制度が始まって3年、保険料の年金からの天引き。世界に例のない日本だけの75歳で差別する医療制度。先月と似た保険料の通知をみて「なぜ少ない年金からの天引きなのか」「こんなのは払えない」の声が上がっています。さらに年齢を65歳からの高齢者医療保険制度にしようとしています。とんでもないことです。行政が決めたことに「泣き寝入りはしない」で不服審査請求をしましょう。

国民は、主権者として、役所の決定に不服のあるときは、簡単な手続きで不服を申し立て、その決定(処分という)を取り消すことができるのです。これを「争う権利」といいます。役所の決めたことを、「行政庁の処分」といいます。

後期高齢者医療にあっては、①加入手続き ②保険料の賦課・決定 ③療養の給付④保険証の交付や資格証明書の交付などが、行政庁の処分に当たります。これらの処分が、審査請求の対象になります。

後期高齢者医療の場合は、和歌山県後期高齢者医療審査会に対して行ないます。審査請求書を提出することになります。不服のある方は「審査請求」を行ないましょう。

【行政不服審査法】 第1条

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に關し、国民に対して広く行政庁に対する不服申し立ての機会を開くことによつて、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

和歌山県社会保障推進協議会では、集団「不服審査請求」を行ないません。審査会への意見陳述も行なうことにしています。手続きについての相談活動を行なっています。一緒に「審査請求」を行ないましょう。不服審査請求を下記のように取り扱います。

記

昨年以上の不服審査請求のかたを組織します。

- ①前年にとりくんだ人に、後期高齢者医療制度に反対の意思表示のひとつである旨を伝え、励まして今年もとりくんでいただけるようにしましょう。
- ②今年75歳になった人に働きかけましょう。
- ③不服審査請求の学習会を開催します。参加を組織して、多くの人に呼びかけましょう。

和歌山県社会保障推進協議会では、9月6日(月)に集団で提出を予定しています。その日に運動をあわせて準備しましょう。

以上
相談連絡先:073-474-5123 和歌山中央医療生協事務局